

## **宇部市障害者安心緊急支援事業実施要綱**

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅の障害者（児）が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど緊急に支援が必要となった場合において、在宅生活における不安解消と安全確保を図るために、障害者安心緊急支援事業（以下、「緊急支援事業」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者（児） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者、又は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児
- (2) 緊急ヘルパー 障害者（児）の自宅で身体介護又は家事援助など日常生活に必要な援護
- (3) 緊急ショート 障害者（児）に一時的な施設の利用を提供することによる身体介護及び食事の提供など日常生活に必要な援護

### (実施主体)

第3条 緊急支援事業の実施主体は、宇部市とする。

### (対象者)

第4条 緊急支援事業の対象者は、次の各号を全て満たす障害者（児）とする。

- (1) 宇部市に住民基本台帳を有する65歳未満の在宅の障害者（児）
  - (2) 主たる介護者が疾病等の理由で介護を受けることができない障害者（児）
  - (3) 緊急時に介護を求めることができる親族等がない障害者（児）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は緊急支援事業の対象としない。
- (1) 緊急ヘルパーの申し込み時において、法第28条第1項第1号の障害福祉サービスを受けることが可能な障害者（児）
  - (2) 伝染性疾患有している障害者（児）
  - (3) 介護が著しく困難と認められる障害者（児）
  - (4) その他疾病等のため入院治療を要する障害者（児）

### (実施事業者)

第5条 緊急支援事業は、法第29条第1項に基づいて都道府県知事が指定した指定

居宅介護事業者又は指定短期入所事業者に委託して実施するものとする。

- 2 前項の規定により、宇部市が委託した事業者（以下「実施事業者」という。）は、前条の規定により緊急支援事業の対象となる障害者（児）に対し、緊急ヘルパー又は緊急ショートを行うものとする。

#### （1回の利用時間）

第6条 緊急支援事業の1回の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急ヘルパーは、12時間を限度とする。
- (2) 緊急ショートは、7日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別に必要と認めるときは、状況に応じ1回の利用時間を延長することができる。

#### （利用方法）

第7条 緊急支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、緊急ショートを優先して利用するものとし、緊急ショートを利用できない状況にある場合等において緊急ヘルパーを利用できるものとする。

- 2 利用者は、法第28条第1項第1号又は第7号の障害福祉サービスの支給決定が無い場合、速やかに当該サービスの支給決定を受けるものとする。

#### （利用料）

第8条 市長は、サービス提供時において、別表に定めた利用料を利用者に負担させるものとする。

- 2 前項の利用料は、実施事業者が受領するものとする。

#### （利用の手続）

第9条 利用者は、宇部市及び実施事業者が定める所定の手続きを行うものとする。

#### （報告）

第10条 実施事業者は、緊急ヘルパーまたは緊急ショートの利用があったときは、利用状況を速やかに市長へ報告するものとする。

#### （利用の取消）

第11条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急支援事業を利用することができないものとする。

- (1) 第4条第1項に定める要件を欠くに至ったとき、又は同条第2項各号に定める事由が生じたとき
- (2) 災害その他の事故により、緊急支援事業の実施ができなくなったとき

(関係機関等との連絡)

第12条 実施事業者は、緊急支援事業を実施するにあたっては、宇都市及び関係機関等との連絡を密にするものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

世帯（※1）	利用料
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	・実施事業者が定める実費相当額
市民税課税世帯 (一般1) (※2)	・法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）（以下「報酬告示」という。）に規定する居宅介護サービス費または短期入所サービス費の1割相当額。ただし、利用者が18歳未満の場合は4,600円、また、利用者が18歳以上の場合は9,300円を上限とする。 ・実施事業者が定める実費相当額
市民税課税世帯 (一般2) (※3)	・報酬告示に規定する居宅介護サービス費または短期入所サービス費の1割相当額 ・実施事業者が定める実費相当額

(※1) ここで「世帯」とは、利用者が18歳未満の場合、住民基本台帳上の世帯  
利用者が18歳以上の場合、本人及び配偶者

(※2) 利用者が18歳未満の場合、世帯の市民税所得割の合計額が28万円未満  
利用者が18歳以上の場合、世帯の市民税所得割の合計額が16万円未満

(※3) (※2)に該当しない市民税課税世帯